別表第一中百十九の二の項を百十九の三の項とし、同項の次に次のように加える。

百十九の四　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会	石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第十四条第三項の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百十九の項の次に次のように加える。

百十九の二　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）による同法第六条の二第一項の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の四の二の項中「（平成十年法律第百十四号）」を削り、同表の四の三の項中「（平成二十六年法律第五十号）」を削り、同表の五の三の項中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同表の五の二十三の項中「（平成十七年法律第百二十三号）」を削る。

別表第三の二十七の二の項中「（平成二十一年法律第八十一号）」を削る。

第四十三条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中五十七の四十八の項を五十七の四十九の項とし、五十七の三十の項から五十七の四十七の項までを一項ずつ繰り下げ、五十七の二十九の項の次に次のように加える。

五十七の三十　国立研究開発法人国立がん研究センター	がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）による同法第九条第一項の審査及び整理又は同法第十二条第一項の照合に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中五の十の項を五の十一の項とし、五の九の項を五の十の項とし、五の八の項を五の九の項とし、五の七の項の次に次のように加える。

五の八　都道府県知事	がん登録等の推進に関する法律による同法第八条第一項の審査及び整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第六号の七を第六号の八とし、第六号の六を第六号の七とし、第六号の五を第六号の六とし、第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五　がん登録等の推進に関する法律による同法第八条第一項の審査及び整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第四十四条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中五十七の四十九の項を五十七の五十の項とし、五十七の三十の項から五十七の四十八の項までを一項ずつ繰り下げ、五十七の二十九の項の次に次のように加える。

五十七の三十　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による同法第十九条の三第一項の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定）

第四十五条　第五号施行日が全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前である場合には、附則第四十一条のうち住民基本台帳法別表第一の改正規定中「同表の七十一の六の項及び七十一の二十の項」とあるのは、「同表の七十一の六の項」とする。

2　前項の場合において、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十九条のうち住民基本台帳法別表第一の改正規定中「社会保険診療報酬支払基金」とあるのは、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」とする。

3　第六号施行日が全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前である場合には、附則第四十二条のうち住民基本台帳法別表第一の改正規定中「七十一の二十の項を七十一の二十一の項とし、七十一の十四の項から七十一の十九の項までを七十一の二十の項とし、七十一の十四の項から七十一の十八の項まで」とあるのは、「七十一の十九の項を七十一の二十の項とし、七十一の十四の項から七十一の十八の項まで」とする。

4　前項の場合において、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十九条のうち住民基本台帳法別表第一の七十一の十九の項の次に次のように加える改正規定中「別表第一の七十一の十九の項」とあるのは「別表第一の七十一の二十」とする。

5　第六号施行日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前である場合には、附則第四十二条のうち、住民基本台帳法別表第一の改正規定中「五十七の四十四の項を五十七の四十八の項とし、五十七の四十三の項を五十七の四十七の項とし、五十七の三十四の項から五十七の四十二の項までを五項繰り下げ、五十七の三十三の項を五十七の三十六の項とし、五十七の三十二の項を五十七の三十四の項とし、五十七の三十一の項を五十七の三十三の項とし、五十七の三十の項を五十七の三十二の項とし、五十七の二十九の項を五十七の三十一の項とし、五十七の二十八の項を五十七の三十の項とし、五十七の二十七の項を五十七の二十九の項とし、五十七の二十六の項を五十七の二十八の項とし、五十七の二十五の項を五十七の二十七の項とし、五十七の二十四の項を五十七の二十六の項とし、五十七の二十三の項を五十七の二十五の項とし、五十七の二十二の項を五十七の二十四の項とし、五十七の二十一の項を五十七の二十三の項とし、五十七の二十の項を五十七の二十二の項とし、五十七の十九の項を五十七の二十一の項とし、五十七の十八の項を五十七の二十の項とし、五十七の十七の項を五十七の十九の項とし、五十七の十六の項を五十七の十八の項とし、五十七の十五の項を五十七の十七の項とし、五十七の十四の項を五十七の十六の項とし、五十七の十三の項を五十七の十五の項とし、五十七の十二の項を五十七の十四の項とし、五十七の十一の項を五十七の十三の項とし、五十七の十の項を五十七の十二の項とし、五十七の九の項を五十七の十一の項とし、五十七の八の項を五十七の十の項とし、五十七の七の項を五十七の九の項とし、五十七の六の項を五十七の八の項とし、五十七の五の項を五十七の七の項とし、五十七の四の項を五十七の六の項とし、五十七の三の項を五十七の五の項とし、五十七の二の項を五十七の四の項とし、五十七の項の次に次の二項を加える。

五十七の二　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の二十の二第一項（同法第二十一条の五の三十一において準用する場合を含む。）の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の二の二　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第一項の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会	第十九条の二第一項（同法第二十一条の五の三十及び第二十一条の二十一において準用する場合を含む。）の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

とあるのは

第十九条の二第一項（同法第二十一条の五の三十及び第二十一条の二十一において準用する場合を含む。）の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

と、同法別表第二の改正規定中「同表の五の二十三の項」とあるのは「同表の五の二十二の項及び五の二十三の項」とする。